

第3節 前払式証票発行業者の監督をめぐる動き

I 前払式証票発行業者の概況

昭和57年のテレホンカード発売以降、新たな決済手段としてプリペイドカードが急速に普及してきたことを背景に、プリペイドカード等に関する研究会の検討等を経て、「商品券取締法」を全面改正した「前払式証票の規制等に関する法律」が平成元年12月に成立し、翌2年10月から施行された。

前払式証票の発行者には、自家型発行者と第三者型発行者があり、自家型発行者とは、自家発行型前払式証票のみの発行者（その発行者から営業の全部を譲り受けた者及びその発行者の一般承継人を含み、その発行した自家発行型前払式証票の基準日未使用残高があるものに限る。）である法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）又は個人をいい、第三者型発行者とは、登録を受けて第三者発行型前払式証票の発行の業務を行う法人をいう。

14年3月末現在、自家型発行者の届出件数は417件、第三者型発行者の登録件数は1,551件となっており、自家型発行者の届出件数は11年9月の426件、第三者型発行者の登録件数は7年3月の1,672件をピークに、それぞれ漸減傾向となっている。

II 前払式証票の発行保証金の還付手続

関係財務局において、12事務年度に発行保証金の還付手続を開始した（株）上野百貨店（関東財務局管内）及び（株）丸正（近畿財務局管内）の前払式証票について、13事務年度に配当を実施した。また、13事務年度に入り、（株）大黒屋（東北財務局管内）（株）正札竹村（東北財務局管内）、（株）松菱（東海財務局管内）、（株）亀屋みなみチェーン（東北財務局管内）及び（株）マルシェ（北陸財務局管内）の前払式証票について、発行保証金の還付手続を開始した。なお、（株）大黒屋及び（株）正札竹村の前払式証票については配当も実施した。

発行保証金の還付手続数累計は17件となり、平成13事務年度の手続開始数5件は過去最多となった。

III 前払式証票発行業者に対する行政処分

関東財務局は、前払式証票の発行の業務に関する報告書に虚偽の記載を行い、前払式証票の規制等に関する法律第13条第1項に定める額の発行保証金につき、その一部を供託しなかった第三者型発行者1社に対し、登録の取消処分を行うとともに、法に定める額の発行保証金の供託を行うこと及び前払式証票の回収促進措置を講じること等を内容とする業務改善命令を行った。

第三者型発行者に対する登録の取消処分はこれが初めての事例となった。